

みどりの少年団等森林活動支援事業実施要領

公益財団法人長野県緑の基金

1 事業の趣旨

みどりの少年団等が、NPO や地域の指導者等と連携し、新たに学校林整備などの活動を行うことに対して支援し、児童・生徒が行う森林活動を普及推進させることを目的に、公募方式により実施する。

2 対象事業

(1) 林業改良指導員がコーディネートを行うもの

学校林現況調査などを基に、森林活動を要望している学校等に対して、フィールド、指導者、資機材の確保など現在抱えている課題を林業改良指導員が調整解決し、新たに森林活動を行うもの

3 事業主体

みどりの少年団育成会または学校及びこれらに準じるもの

4 交付対象経費

科 目	区 分
普及啓発費	印刷費、図書費、通信運搬費、消耗品費など
実施運営費	資材費、交通費、借損料、傷害保険料、指導者謝金など

注：次の経費等については、交付の対象になりません。

労賃、食糧費、事務用備品

5 助成限度額

1 団体あたり 10 万円を限度とし、予算の範囲内で助成する。

6 支援期間

年度毎の事業とし、継続支援期間は 3 年以内とする。

7 応募方法

別紙「森林活動支援事業応募申請書」（様式 1 号）を提出してください。

- 8 採択の決定及び通知
応募申請書等を審査の上決定し、応募申請者に通知（様式2、3号）する。
- 9 実績報告書
事業が完了したときは、「森林活動支援事業実績報告書」（様式1号）を提出する。
- 10 交付請求書
交付金の確定を受けて「交付金請求書」（様式4号）を提出する。